

一 般 競 争 入 札 の 公 告

令和7～9年度 広島高速自家用電気工作物保安管理業務

[長期継続契約]

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 1月20日

広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

1 業務概要

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和7～9年度 広島高速自家用電気工作物保安管理業務 |
| (2) 業務場所 | 広島市東区温品一丁目外 |
| (3) 業務内容 | 自家用電気工作物の保安管理 |
| (4) 契約期間 | 契約締結の日から令和10年3月31日まで（長期継続契約） |
| (5) 業務期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |

2 一般競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿における「52C 電気保安管理」の登録を有していること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
 - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島県の指名除外措置、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に本店又は支店等（契約権限等を受任しているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 他入札参加希望者と次のいずれかに関係にある者でないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第53条により経済産業大臣に保安管理業務外部委託の承認を受けることができる者であること。
- (9) 次に掲げる要件をすべて満たす業務責任者を、業務期間中配置できること。
- ア 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である者。
なお、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (10) 次に掲げる要件をすべて満たす保安業務担当者を、業務期間中配置できること。なお、保安業務担当者は、複数名の配置とすることができる。また、業務責任者と兼務することができる。
- ア 保安業務担当者は、電気事業法第四十四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定される電気主任技術者免状のいずれかを有する者。
- イ 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である者。
なお、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

3 入札手続等

(1) 担当部課

- ア 入札・契約手続きに関すること
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話（082）508-6848
- イ 業務内容に関すること
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部保全課施設係 電話（082）508-6822

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

- ア 期間 公告の日から令和7年2月27日（木）まで
- イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課財務係
(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

- ア 期間 公告の日から令和7年2月4日（火）午後5時00分まで（必着）
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課財務係
- ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和7年2月7日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本件業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書の郵送方法等

- ア 日時 令和7年2月28日（金） 午前10時00分
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室
- ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。
- ・一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。
一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。
 - ・郵送先は上記(3)イに掲げる場所とする。
 - ・到達期限は、令和7年2月27日（木）の午後5時00分までとする。
- エ 立会 入札参加者（入札参加者の代理人を含む。）は開札に立ち会うことができる。

(6) 入札方法等

ア 入札書の入札金額欄には、3年間（業務期間）の総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、3年間（業務期間）の総価により行うこととし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額に3分の1を乗じて得た金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付）ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、履行保証保険契約の場合で、保険期間の終期が業務期間の最終日に至らないものであるときは、当該保証保険証券提出の際に、履行保証保険に係る誓約書（様式6）を合わせて提出しなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のないものに該当する。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者を落札者とする可能性がある。

(4) 長期継続契約における特約

本公告に示した契約は、長期継続契約である。発注者の翌年度以降の予算が減額・削除された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。それに伴い受注者に損害が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は発注者及び受注者が協議して定める。

(5) その他

ア 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用及び設計図書、仕様書その他契約条件に従い入札すること。

イ 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

ウ 設計図書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

エ 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

オ 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。

カ 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

キ 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以上